

本事務連絡は、5月14日（木）に決定された「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」における緊急事態措置を実施すべき区域の変更に係る事項について、周知するものです。関係者に周知願います。

事 務 連 絡  
令和2年5月15日

各都道府県社会教育施設担当課長  
各政令指定都市社会教育施設担当課長

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長

### 5月14日に決定された「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」における緊急事態措置を実施すべき区域の変更について

昨日（5月14日）、第34回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）が開催され、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第32条第3項に基づき、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」における「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を実施すべき区域が全都道府県から北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県に変更されました。

また、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改正され（以下「改正基本的対処方針」という。）、改正基本的対処方針においては、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県について、引き続き特定警戒都道府県として、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要があることとされ、特定警戒都道府県以外の39県については、緊急事態措置を実施すべき区域としないこととなるが、これらの地域においても、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとともに、感染の状況等を継続的に監視し、その変化に応じて、迅速かつ適切に感染拡大防止の取組を行う必要があることとされました。

その上で、緊急事態措置の対象とならない都道府県における取組等として、「全国的かつ大規模な催物等（一定規模以上のもの）の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること。」などが示されているところです。

なお、昨日示された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」においては、地域の感染状況に応じて、各都道府県を、特定警戒都道府県の他に、感染拡大注意都道府県と感染観察都道府県の3つの区分に分類し、それぞれの区分に応じた対応方針を踏まえた、適切な感染対策を実施していく旨が整理されていますので、ご参考としていただくようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、以下の関連情報ホームページ及びそのリンク先により最新の情報を確認の上、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。

本件について、各都道府県社会教育施設所管課におかれては管下の市町村社会教育施設担当課及び所管の社会教育施設に対して、各政令指定都市社会教育施設担当課におかれては所管の社会教育施設に対して、それぞれ周知をお願いいたします。

- ・ 令和2年5月14日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第34回）  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/sidai\\_r020514.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r020514.pdf)
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月14日変更）  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/kihon\\_h\\_0514.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_h_0514.pdf)
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）（令和2年5月14日）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000630600.pdf>

○その他

- ・ 文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)
- ・ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について  
（内閣官房ホームページ）  
<https://corona.go.jp/>
- ・ 公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン  
（5月14日付公益社団法人全国公民館連合会）  
<https://www.kominkan.or.jp/02info01.html#20200514guide>
- ・ 図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン  
（5月14日付公益社団法人日本図書館協会）  
[http://www.jla.or.jp/home/news\\_list/tabid/83/Default.aspx?itemid=5307](http://www.jla.or.jp/home/news_list/tabid/83/Default.aspx?itemid=5307)

本件連絡先	文部科学省総合教育政策局 地域学習推進課 地域学習推進係 T E L : 03-6734-2974（直通）
-------	---